



## 長崎地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

### 長崎労働局一般公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、長崎県の区域内で「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「船舶製造・修理業、船用機関製造業」を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、別添「長崎地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和元年9月3日

長崎労働局長 金 成 真 一

(別添)

## 長崎地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

### 1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、長崎県の区域内で、「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「船舶製造・修理業、舶用機関製造業」を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、長崎県の区域内で、「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「船舶製造・修理業、舶用機関製造業」を営む使用者又はその団体であること。

### 2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

### 3 推薦手続

- (1) 推薦の方法  
推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。
- (2) 推薦締切期日  
令和元年9月17日（火）
- (3) 推薦書の提出先  
長崎労働局労働基準部賃金室  
〒850-0033  
長崎市万才町7番1号（住友生命長崎ビル内）

令和 年 月 日

長崎労働局長

金 成 真 一 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

印

〔団体の場合は、所在地、名称、  
代表者職氏名を記入して下さい。〕

長崎地方最低賃金審議会長崎県〔はん用機械器具、生産用機械器具  
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
船舶製造・修理業、船用機関〕  
製造業最低賃金専門部会の（労働者・使用者代表）委員の候補者とし  
て、下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	生年月日 (年齢)	現職（現在の職業、所属 団体、地位をすべて記入 すること）	略 歴

# 内 諾 書

長崎労働局長  
金 成 真 一 殿

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、長崎地方最低賃金審議会の長崎県  
情報通信機械器具 } 製造業最低賃金専門部会委員に任命されましたときは、就  
任することを内諾します。

はん用機械器具、生産用機械器具  
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
船舶製造・修理業、船用機関